

情 個 審 第 1 8 号
令和3年9月24日

茨城県教育委員会
教育長 小泉 元伸 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古 屋 等

行政文書開示決定等に対する審査請求について（答申）

令和元年12月6日付け義教諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定市立中学校の生徒が死亡した件に関する文書」開示決定等に係る審査請求事案

(情報公開諮問第183号)

(情報公開答申第158号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った開示決定及び不開示決定は妥当である。

一方、実施機関が行った部分開示決定は、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成29年10月1日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

平成〇年〇月に茨城県〇〇市立中学校の生徒（以下「本件生徒」という。）が「〇〇〇〇〇〇〇〇」と〇〇に書き残して自殺した件（以下「本件いじめ自殺事案」という。）に関する文書一切。

例えば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報及びインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び第35条に規定される文書及びそれに相当する文書、贈与等報告書、電話又はその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問合せ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問合せ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定下さい。

2 実施機関の決定及び通知

平成29年12月1日、実施機関は、本件請求に係る行政文書として別表1から別表3までの「行政文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件行政文

書」という。)を特定し、別表1の文書1から文書14までの文書について開示決定(以下「本件処分1」という。)を、別表2の文書15から文書91までの文書について同表「本件通知書2に記載の開示することができない部分の概要」欄に掲げる部分を、同表「条例第7条該当号」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定(以下「本件処分2」という。)を別表3の文書92から文書97までの文書について同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする不開示決定(以下「本件処分3」という。)を行った。

そして、本件処分1については、平成29年12月1日付け義教指令第10号(以下「本件通知書1」という。)により、本件処分2については、同日付け義教指令第11号(以下「本件通知書2」という。)により、本件処分3については、同日付け義教指令第9号(以下「本件通知書3」という。)により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年12月21日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分1、本件処分2及び本件処分3(以下「本件各処分」と総称する。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、また、請求の対象となる行政文書を特定した上で、不開示とされた部分については、全て開示するとの決定を求める。

さらに、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は対象文書を情報公開の適用除外若しくは「解釈上の不存在」と判断することが違法である。本件いじめ自殺事案に関する文書が本件各処分で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。

イ 不開示部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しないか、仮に同条各号のいずれかに該当したとしても、ただし書の全てに該当する。

- ウ 不開示部分は、いずれも条例第9条に該当する。
- エ 国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見、苦情、問合せ等をしてきたのであれば、当該行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名は、公務員の職務遂行情報に当たる氏名である。

また、連絡先や住所も事務所や議員宿舎等のものであれば公表慣行があり、条例第7条第2号に該当しないか、仮に同号に該当したとしても同号のただし書の全てに該当する。

一般市民からの問合せについては開示すべきでなくとも、本件いじめ自殺事案の重大性から、政治家が問合せをすることも十分に考えられ、当該場合には、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定から政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。

- オ 本件処分1には、審査請求を行うことができる旨の教示が無く、また、本件処分2及び本件処分3には、不開示理由の付記に不備があることから、本件各処分は取消しを免れない。

- カ 本件通知書1、本件通知書2及び本件通知書3の発送が、処分の日から5日を要したことは、到底速やか通知したとはいえない。

(2) 反論書における主張について

ア 行政文書の特定

- (ア) 本件いじめ自殺事案に係る県立学校、教育委員会、その他の出先機関等宛の抗議、意見、要望等の電子メール、手紙、FAX、電話、来庁の応対時の記録及び記者会見時の文書、録音、写真、動画等が特定されていない。それら一切を特定すべきである。

- (イ) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に記載されている文書に相当する文書は、本件各処分において特定されてしかるべきである。

イ 不開示部分の不開示理由の非該当性について

- (ア) 実施機関が第4の2(1)により、不開示とした部分は明らかに誤りである。

例えば、本件生徒の氏名及び年齢については、開示している一方で、住所については、不開示としている。それにもかかわらず、第4の2(1)アにおいて本件生徒の氏名、住所、年齢を除く個人識別情報と称しているのは不合理である。

- (イ) 実施機関が第4の2(1)イにおいて、顧問弁護士の口座に関する情報及び印影を職員等識別情報と称しているのは不合理である。

- (ウ) 実施機関が個人識別情報とした学校名及び学級名については、個人

を識別できる情報でなく、公立学校の校長の氏名及び担任教諭の氏名については、公務員の氏名であることから、公務員の職務遂行情報として条例第7条第2号ただし書ウに該当するとともに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報としてただし書アに該当する。また、実施機関は、学校名、学校の校長及び担任教諭の氏名等を不開示とした理由を具体的に説明していない。

(エ) 職員番号については、公務員の職務遂行のために割り振られた番号であることから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(オ) 問合せ者の氏名、性別、年齢、職業、メールアドレスについては、無記載のものであれば、個人識別情報に該当せず開示すべきである。

また、これらが記載されていても、氏名及びメールアドレスを不開示とすれば個人を特定できず、単なる統計情報に相当する情報であることから、条例第8条第2項により部分開示すべきである。

(カ) 問合せ内容については、個人が特定される記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきである。

(キ) 旅行命令伺申請日及び旅行期間については、公務員による遺族側との打合せに関する情報であるから、遺族の私的な旅行に関する情報ではない。また、顧問弁護士への相談結果、文部科学省の見解の一切が個人に関する情報であるのは不合理である。

これらの公務員の職務遂行情報を遺族のプライベートと関連付けて不開示とすることは許されず、条例第7条第2号に該当しないか、仮に同号に該当したとしても、同号ただし書ウに該当する。

(ク) 報道機関名、取材内容については、開示したとしても取材のノウハウが明らかになるとはいえず、条例第7条第3号アに該当しない。

(ケ) 遺族側の申入れに対する回答時の発言のために作成した文書については、平成〇年〇月〇日の業務報告時のものであり、どのような内容で業務報告したかという観点では、この時点で確定された情報である。

また、たとえ検討段階の情報とされたにしても、検討段階だから不開示とするのではなく、まだ決定されていないからこそ、どのような時点でどのような内容になっているかを開示することが、いじめの被害者団体、遺族団体、支援者団体等が行政に本件いじめ自殺事案の検証や再発防止に係る意見を提出することに資することが、条例第1条及び第3条第1項の規定並びに条例全体の精神に合致する。

検討段階の情報だから、公にすると不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるというのは、情報公開の本分を見失った弁明である。

また、遺族の申入れに知事が回答する時点で、明らかに確定した内

容であるものを検討段階と言ってしまうと、これが存在しなくなるため、不合理である。

実施機関は、いじめ被害者が常に相当の心理的負担を被っているにもかかわらず、いじめを単なるじゃれ合いやいたずらとして処理し、いじめを放置して尊い子どもの命を失わせておきながら、校長や担任教諭の氏名を開示するか否かの段階になってから、不開示事由に該当するほどの事態が引き起こされると判断することは、法の下での平等に反し違憲であり、条例及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に違反し、到底許されることではない。被害者救済といじめの再発防止のために、不開示とされた情報を開示することが情報公開の精神である。

本件いじめ自殺事案においていじめがあったことは、れっきとした事実であり、担任教諭、校長、教育長、教育委員、教育委員会職員等は、明らかにいじめと関わりのある者である。情報公開の開示文書に基づく市民の見解は、仮に行政と異なる見解を持とうとも、又は行政と同様の見解を持とうとも、正しい見解であり、誤解には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理解といい、行政の言い分に反する理解を誤解というのは、明らかに国民主権、民主主義及び公務員奉仕制に違反する違憲の弁明である。主権者が開示文書の記載や処分庁への聴取等によって得た見解が人ごとに異なろうとも、混乱ではないから、条例第7条第5号に該当しない。

- (コ) 文部科学省からの見解、連絡及び回答については、条例に前例がないものや異例なものを不開示とする規定は存せず、そもそも、いじめ防止対策推進法に基づく検証自体が前例のないものであって、他の自治体において参考にされるものであるから、公開される情報として扱うべきである。また、文部科学省の見解については、途中経過ではなく、文部科学省から発出された時点で確定した見解であり、途中経過を回答することではない。

本件いじめ自殺事案の重大性に鑑みても、こうした情報を開示することが情報公開及びいじめ防止対策推進法の精神に合致するものである。

したがって、当該情報を開示することが条例の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。

- (サ) 顧問弁護士への相談結果並びに顧問弁護士の案及びコメントについては、弁護士のノウハウに関するものではなく、顧問契約に基づいて意見をすることが当該弁護士の義務であることから、開示しても、率

直な意見や踏み込んだ意見をしなくなるおそれはない。むしろ、顧問弁護士の見解を開示することが情報公開の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。また、争訟に発展した場合であっても、いじめ自殺の隠蔽がなされたという本件いじめ自殺事案の性質や、従来、いじめに関して自治体の顧問弁護士たちが隠蔽に終始してきたことも考慮すると、不開示部分は、いかにしていじめがなかったことのできるかについての意見である高度の蓋然性がある。

さらに、情報公開は、証拠資料が行政にほぼ独占されているという不均衡を崩すためにも利用されるものであるから、県の当事者としての地位を不当に害するおそれもなく、条例第7条第6号イには該当しない。

弁護士とのやり取りについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、これを開示しないことは、条例第1条、第3条第1項、第7条本文及び第8条各項の規定並びに条例全体の精神に違反する。実際、大津いじめ自殺事件において、教育委員会は、被害生徒に関する相談内容を開示している。本件処分2及び本件処分3で実施機関が不開示とした情報の中に、本件生徒の尊厳をじゅうりんする記述があることは、〇〇市教育委員会が本件いじめ自殺事案を重大事件に当たらないと決議したことや他の市の事例等から想像に難くなく、本件生徒の人権を擁護するために開示すべきである。

- (シ) 遺族及びその代理人とのやり取りに関する情報は、条例第15条各項の手続を行った上で判断すれば十分であり、遺族等から開示に反対する意見書が出されていないこと及び遺族側が積極的にマスメディア等で本件いじめ自殺事案に関する情報を公表していることに鑑みれば、条例第7条第6号に該当しない。
- (ス) 県内部での検討等に関する情報については、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であることから、遺族側に提供していないことをもって不開示事由に該当すると判断することは許されない。言い換えれば、当該情報を遺族側に提供していないことがいじめ防止対策推進法違反であり、そのことによって既に遺族側との信頼関係が崩れ得るものであり、その事実を隠蔽することが社会正義並びに情報公開の趣旨、目的及び効果に照らして違法であることは明らかであり、条例第7条第6号に該当しない。
- (セ) 本件処分2及び本件処分3における不開示部分については、解説書「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」によれば、個人情報への配慮や調査事

務上の都合等を理由としていたずらにその説明責任の遂行を怠るようなことは決して許されず、また、調査情報等については、公益上の理由における裁量的開示の判断の適用や準用等を最大限に検討するとともに、不開示とする情報はその必要性に係る個別具体的な検討により最大限に限定されたものとするとし、学校の設置者等にあつては、最大限の説明責任の全うのために必要な措置を講じるべく積極的かつ主体的に取り組む必要があると解説されている。

よって、本件処分2及び本件処分3における不開示部分については、最大限の開示をすることがいじめ防止対策推進法に義務付けられていることから、本件処分2及び本件処分3は違法であつて、取消しを免れない。

- (ソ) ○○市教育委員会は、開示文書で明らかにしているとおおり、いじめ防止対策推進法の規定に基づく重大事態の解釈を誤っていた以上、同法の解釈について、○○市及び実施機関の限りではないことが、いじめ被害者の尊厳を守るという観点からも明らかである。

したがって、本件処分2及び本件処分3で不開示とされた情報は、不開示事由に該当しない。

- (タ) 反論書の添付資料として実施機関に提出した「○○○○○○○○○○○○○○○○」に記述の2010年における子どもの権利委員会による日本政府に対する第3回総括所見いわゆる国連勧告（以下「総括所見いわゆる国連勧告」という。）によると、「市民社会との協力 25. 市民社会組織と多くの会合が持たれてきたことに関する締約国の情報には留意しながらも、委員会は、子どもの権利のための政策およびプログラムの開発、実施および評価のあらゆる段階で重要である継続的協力の慣行がいまなお確立されていないことを懸念する。委員会はまた、市民社会組織が、委員会の前回の総括所見のフォローアップに関与しておらず、または締約国の第3回定期報告書の作成中に意見を述べる十分な機会を与えられなかったことも懸念する。26. 委員会は、締約国に対し、市民社会との協力を強化するとともに、条約の実施のあらゆる段階（定期報告書の作成を含む）を通じて市民社会組織のより組織的な関与を図るよう奨励する。」と勧告されている。

上記の勧告を本件いじめ自殺事案に当てはめるに、いじめの問題に取り組むにつき、いじめに関する情報公開は、行政と「市民社会との協力」であり、「子どもの権利のための政策およびプログラムの開発、実施および評価のあらゆる段階で重要である継続的協力の慣行」自体又はそれに資する行政作用であり、本件審査請求を認容して不開示部

分を開示することが「市民社会との協力を強化する」ことであるとともに「条約の実施のあらゆる段階（定期報告書の作成を含む）を通じて市民社会組織のより組織的な関与を図る」ことである。

- (チ) さらに、本件いじめ自殺事案の情報の性質については、総括所見いわゆる国連勧告によると、「子どもに対する暴力に関する国連研究のフォローアップ 49. 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究・・・について、委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。(中略) (b) 以下の勧告に特段の注意を払いながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関わる同研究の勧告の実施を優先させること。(中略) (ii) 子どもとともにおよび子どものために活動しているすべての者の能力を増進させること。(中略) (v) 説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。(中略) (c) すべての子どもがあらゆる形態の身体的、性的および心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力および虐待を防止し、かつこれに対応するための具体的な(かつ適切な場合には期限を定めた)行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、かつとくに子どもの参加を得ながら、これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。」と勧告されている。

上記の勧告を本件いじめ自殺事案に当てはめるに、審査請求人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○における○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○として「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」者であり、本件処分2及び本件処分3で不開示とされた情報を開示することこそがその「能力を増進させること」に当たる。そして、これらの不開示部分を開示することが、説明責任を確保し、かつ、責任が問われない状態に終止符を打つことである。

- (ツ) さらに、本件処分2及び本件処分3で不開示とされた情報を開示することが「すべての子どもが」いじめという「身体的、性的および心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力および虐待を防止し、かつこれに対応するための具体的な・・・行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、」「これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。」になる。公表慣行を広く認め、ただし書該当性を緩やかに解釈したりすることは子どもの権利条約の勧告の求めるところである。

したがって、本件処分2及び本件処分3で不開示とされた情報は、条例第7条各号のいずれにも該当せず、また、仮に該当したとしてもただし書の全てに該当し、さらに、仮にただし書のいずれかに該当し

なかったとしても、公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

- (テ) そして、三重県情報公開審査会は、「平成24年11月27日付けで文部科学省大臣官房長及び同省初等中等教育局長の連名により「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について（通知）」という通知が出されており、その中では学校に徹底が求められる取組として、「いじめの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める必要がある」との記述がある。すなわち、県民や保護者にとって、各学校のいじめの問題に対する取組を始めとする教育環境を知ろうとすることは当然のことであり、実施機関は各学校に関する教育情報を広く県民に知らせる責務があるというべきであり、支障をおそれて非開示とすることは、説明責任を果たす観点からも望ましいとはいえない。したがって、実施機関の主張する「支障」は教育情報の開示という公益性を上回る程度の実質的なものであるとは認められない。」と判断している。
- (ト) 高知地方裁判所平成27年1月30日判決においては、「いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことから明らかなように、いじめを防止し、その発生が認知された場合には適切な対応を行うことが必要な重大な問題である。」と付言されている。
- (ナ) 文部科学省は、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について（通知）」の2（1）9）及び「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について（概要）」の13ページにおいて「問 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。」に対して「求められる取組」として「各教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進したり、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。」と取組の一部を下線まで引いて強調

している。また、「「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）」の2（2）6）及び「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について（概要）」の24ページにおいて「問 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。」に対して「求められる取組」として「いじめの問題の重大性を踏まえ、」「事実を隠したりすることなく」するとともに、「また、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めることが必要である。」としている。

(二) いじめに関する情報の開示は、「学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け」ることが不可欠である。

本件いじめ自殺事案のような情報の公開については、「いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進」すること及び「いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行う」ことそのものである。

そして、本件審査請求を認容することが「いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る」行政措置である。

(ヌ) 公表慣行を広く認めたり、ただし書該当性を緩やかに解釈したりすることは、「いじめの問題の重大性を踏まえ」ることに該当し、学校名、校長及び担任の教員の氏名並びにいじめ調査の実態等を開示することが「事実を隠したりすることなく」及び「学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めることが必要である。」に該当する。

(ネ) 情報公開請求について、〇〇〇〇〇〇審査会は、情報公開に係る審査請求についての答申の素案において、非公開の会議の議題及び議事録を開示している。実施機関においても、これらの全てを一律に不開示とせず、条例第8条各項の規定により不開示情報を除いて開示すべきである。

(ノ) 本件いじめ自殺事案を引き起こしたのは、いじめを放置した教育行政であることを忘れてはならない。本件のような場合にさえ公益上の理由による裁量的公開を実施しないのならば、条例第9条による公開実施の機会が存在しなくなってしまう。子どもの尊厳を守るため、不開示とされた情報を開示することに情報公開制度の意義があるのであ

るから、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。

(ハ) 条例第7条第2号に該当するとした不開示部分については、同号は個人識別情報等を不開示とする規定であるところ、個人とは誰なのかという説明をしていない。また、条例第7条第6号に該当するとした不開示部分については、同号のアからオまで又はその他のいずれに該当すると判断したのかが記載されていないため、条例第11条各項並びに茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反し、理由の説明に不備がある。

(ヒ) 本件通知書2及び本件通知書3における理由の付記に不備があることから、瑕疵ある処分であり、取消しは免れない。

ウ 結語

(ア) 本件処分2及び本件処分3で不開示とされた情報は、不開示事由に該当しないから、開示すべきである。

(イ) 審査会においては、このような不開示及び文書特定の権限を濫用する違法な行政作用は、条例の規定及び精神、子どもの権利条約並びにいじめ防止対策推進法に鑑みても、厳しい判断をしていただきたい。

(ウ) これらの判断については、答申の判断の理由の部分で明らかにすべしであるが、明らかにできない場合には、答申に付言していただきたい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件いじめ自殺事件に関する文書が、本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底、考えられない。」と主張している。

まず、文書の探索については、本件請求時の担当課であった義務教育課と関係部署において度々探索を行ったものの、本件各処分で特定した行政文書以外の存在を確認することはできなかった。

次に、条例の適用除外になる行政文書については、条例第35条においては、個別の法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）が適用除外となる行政文書については、条例の適用除外となることを定めている。

しかし、本件請求に係る行政文書については、いじめ防止対策推進法をはじめ個別の法律の規定により情報公開法の適用除外とされているものはない

ため、現に、同条の規定により適用除外とした文書は存在しない。

さらに、「解釈上の不存在」については、条例第2条第2項に定める行政文書の要件を満たしているにもかかわらず、要件を満たさないとして条例の対象から除外することを指していると思料するが、行政文書の要件を満たしているにもかかわらず、条例の対象から除外した文書等は存在しない。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件処分2において、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示とした情報は、その内容から次に掲げる情報に分類することができる。

ア 「故人の氏名、住所、年齢を除く個人識別情報」（文書15から文書26まで、文書29、文書32、文書33、文書50、文書55、文書61、文書65、文書66、文書68、文書75、文書77、文書83及び文書84）

「故人の氏名、住所、年齢を除く個人識別情報」については、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

イ 「職員番号」、「自宅住所」、「メールアドレス」及び「顧問弁護士の口座に関する情報及び印影」（文書39、文書44、文書70、文書74、文書76、文書90及び文書91）

「職員番号」、「自宅住所」、「メールアドレス」及び「顧問弁護士の口座に関する情報及び印影」については、特定の個人である職員を識別できる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

ウ 「問合せ者の氏名」、「性別」、「年齢」、「職業」及び「メールアドレス」（文書26、文書37、文書38、文書41から文書43まで、文書46、文書47、文書52から文書54まで、文書69及び文書89）

「問合せ者の氏名」、「性別」、「年齢」、「職業」及び「メールアドレス」については、問合せをしてきた個人を識別できる情報であるため条例第7条第2号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該

当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

エ 「問合せ内容」（文書27、文書31、文書48、文書49、文書64及び文書79）

「問合せ内容」については、思想、信条等個人の内心に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

オ 「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」（文書90及び文書91）

「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」については、遺族側と打合せをした日及びそれを推測できる日が記載されており、これらは遺族側の私生活に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

カ 個人に関する情報の一部に係る条例第7条第6号該当性について

なお、文書29、文書32、文書66及び文書76の個人に関する情報には、遺族に関する情報、顧問弁護士への相談結果（以下「顧問弁護士情報」という。）及び文部科学省の見解も含まれることから、条例第7条第6号にも該当する。

(2) 条例第7条第3号ア該当性について

本件処分2において、条例第7条第3号に該当することを理由として不開示とした情報は、「報道機関名及び記者名」（文書28、文書30、文書34から文書36まで、文書40、文書45、文書51、文書56から文書60まで、文書62、文書63、文書80及び文書85から文書88まで）である。

「報道機関名及び記者名」については、報道機関による取材に関して記載されている当該文書は、特定の報道機関及び記者名を開示することにより、当該報道機関が行った取材の具体的方法や内容などのノウハウが明らかとなり、当該法人の取材に関する競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当し、また、同号ただし書に該当しないため、不開示とすべき情報である。

(3) 条例第7条第5号該当性について

本件処分2において、条例第7条第5号に該当することを理由として不開示とした情報は、「申し入れに対する回答時の発言のために作成した文

書の一部」(文書83)である。

「申し入れに対する回答時の発言のために作成した文書の一部」については、回答に関して検討段階のものを、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

なお、「支出票(平成〇年〇月〇日)」(文書76)の4枚目は、「法律相談結果(平成〇年〇月〇日)」(文書66)と同一であり、本件通知書2において、開示することができない理由を同条第6号とするべきところを、同条第5号と誤記してしまったため、同条第6号に訂正する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件処分2及び本件処分3において、条例第7条第6号に該当することを理由として不開示とした情報は、その内容から、次に掲げる情報に分類することができる。

ア 「文部科学省の見解」、「連絡事項」及び「回答」(文書66、文書71、文書72、文書75、文書76、文書78、文書81及び文書82)

「文部科学省の見解」、「連絡事項」及び「回答」については、本件いじめ自殺事案に係る県の対応について、いじめ防止対策推進法を所管する文部科学省に相談した際の情報であるが、今回の事案は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で、県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、前例のない異例の相談であった。そのような相談に対応した同省担当者の見解は、当時検討中だったものであり、同省としての最終的な見解ではない。当該情報を開示すると、今後、県から同省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られなくなるおそれがある。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

イ 「顧問弁護士情報」(文書66及び文書73)

「顧問弁護士情報」については、本件いじめ自殺事案に係る県の対応について、その法的問題等を相談した際の情報であるが、顧問弁護士情報は、顧問弁護士の有する知識・ノウハウに基づく一つの考え方である。当該情報を開示すると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に率直な意見やより踏み込んだ意見を得られなくなるおそれがあり、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号本文に該当する。また、争訟に発展した場合には、県の当事者

としての地位を不当に害するおそれがあるため、同号イに該当し、不開示とすべき情報である。

ウ 「遺族に関する情報」（文書29、文書32、文書66、文書76及び文書83）、「遺族側の申入書」及び「遺族側の意見書」（文書67及び文書92から文書95まで）並びに「遺族側との打合せ結果」及び「遺族側との協議結果」（文書96及び文書97）

「遺族に関する情報」、「遺族側の申入書」及び「遺族側の意見書」並びに「遺族側との打合せ結果」及び「遺族側との協議結果」については、遺族及びその代理人とのやり取りや、やり取りをするに当たっての県内部での検討等に関する情報である。

まず、遺族及びその代理人とのやり取りに関する情報は、信義則的に遺族と県との間だけのものであり、いわば調査の実施に係る交渉の事務に関する情報である。

また、今回、県が調査委員会を設置して調査することとなった経緯としては、〇〇市教育委員会が「いじめによる重大事態に該当しない。」と誤った議決をした上で、調査委員会を設置して調査したことにより、遺族との信頼関係を失ったためである。このような経緯から、この調査の実施には、遺族との信頼関係が極めて重要であり、この関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれ大きい。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号本文及びイに該当し、不開示とすべき情報である。

次に、遺族及びその代理人とやり取りをするに当たっての県内部での検討等に関する情報については、交渉の事務の一部に当たる情報である。こういった情報を開示することは、遺族との信頼関係を損ねるおそれ大きく、遺族との信頼関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれ大きいことから、同様に不開示とすべき情報である。

3 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

審査請求人は、審査請求書において「不開示部分は、いずれも、条例9条に該当する。」と主張しているが、条例第9条に定める公益上の理由による裁量的開示は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。今回、本件処分2及び本件処分3において不開示とした情報を開示することが、公益上特に必要があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において「国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば、その行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名は公務員の職務遂行情報の氏名であり、連絡先や住所も事務所や議員宿舎等のものであれば公表慣行があり、条例第7条2号には該当しないか、たとえ該当したとしても、ただし書きアイウ全てに該当する。一般市民からの問い合わせについては開示すべきでなくとも、本件いじめ自殺事件の重大性から、政治家が問い合わせをすることも十分に考えられる。そのような場合は、政治資金規正法の規定からも、政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。」と主張しているが、国会議員、他都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家から意見等が来た事実はなく、茨城県議会議員からの意見・問合せ及びそれに対する対応については、本件処分1で開示しているとおりである。

また、審査請求人は、その他種々主張しているが、不開示情報の該当性については上記2及び3のとおりであり、審査請求人のその他の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件各処分は、条例の規定に基づき適正に行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

なお、下記5（4）のとおり本件処分2及び本件処分3については、実施機関による理由の付記には、少なからず不備な部分があると認められる。

しかし、理由の付記に不備があるとしても、かかる不備については、本来処分時において審査請求人に伝えられるべきであった理由が、本答申において示されることにより、審査請求人において、当該不開示部分について理由が不明あるいは当該情報がどのような情報であるかを特定することが困難である状況は、実質的に回避することが可能である。

また、当該不開示部分については、いずれも、本答申において示した理由に基づき、不開示処分をしたこと自体が違法であるとは言えないものである以上、本答申において、該当部分について本件各処分を取り消したとしても、当該不開示部分については、結局のところ、本答申において示した理由あるいはこれと実質的に同旨の理由に基づいて、再度不開示処分が下されること

となり、それに対して審査請求人が再度審査請求を行ったとしても、当審査会の結論が、今回の結論と同旨のものとなることは、十分に予測できるところである。

よって、本諮問事案については、理由の付記の不備を理由として本件各処分を取り消すべきとする判断を行わず、開示・不開示の是非について判断を行うこととした。

1 本件各処分に係る行政文書の特定について

本件請求は、上記第2の1の内容が記載された文書一切の開示を求めたものである。

実施機関は、本件行政文書を特定し、本件各処分を行ったのに対し、審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と主張している。以下では、まず行政文書の特定の妥当性について検討する。

- (1) 本件請求の対象となる文書等について、条例の適用除外と判断することが違法であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、いじめ防止対策推進法で情報公開法の規定を適用しないと定めること、条例第35条の規定により適用除外とした文書は存在しないと主張している。

当審査会で確認したところ、同条では、個別の法律の規定により情報公開法の規定が適用されないこととされている文書等については、条例の規定を適用しないとされているところ、いじめ防止対策推進法において情報公開法の規定を適用しないと規定は、存在しない。

よって、実施機関の主張は、妥当であると認められる。

- (2) また、審査請求人が、本件請求の対象となる文書等について、文書の探索が不十分であり、また、条例に規定する行政文書に当たらないと解釈することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は、特定した行政文書以外の存在を確認することはできず、また、条例に規定する行政文書の要件を満たしていながら条例の対象から除外した文書等は存在しないと主張している。

当審査会の事務局職員をして、実施機関に対し、行政文書の特定の経緯について確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があった。

まず、本件請求時には、担当課の執務室内の書庫及び担当者の机等に保存している文書並びに執務で使用するハードディスクに保存している電磁的記録について、探索を行うとともに、関係課に探索を依頼し、これらの結果を踏まえ、対象行政文書を特定した。

次に、審査請求時には、改めて担当課及び関係課の執務室内の書庫等の探索を行ったが、当該行政文書以外の存在を確認できなかった。

- (3) 当審査会において、上記(2)の実施機関の説明について検討したが、実施機関における行政文書の探索の範囲及び方法が不十分であるとは認められなかったほか、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。
- (4) 以上のことから、実施機関が別表1、別表2及び別表3の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定したことは妥当であると判断する。

2 本件処分2の開示・不開示の判断の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件処分2において、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示とした情報は、本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」に「遺族の発言」と記載された文書を除き、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、その内容から次に掲げる情報であると認められる。

ア 「学校名」(文書15から文書22まで、文書25、文書29、文書32、文書33、文書50、文書65及び文書84)、「学校のFAX番号」(文書15)及び「学校の電話番号」(文書17)

当審査会で見分したところ、「学校名」、「学校のFAX番号」及び「学校の電話番号」(以下「学校名等情報」という。)について、いずれも特定の〇〇市立中学校名が特定できる情報が記載されていると認められる。

審査請求人は、学校名等情報のうち、「学校名」について、個人を識別できる情報でないと主張しているが、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、学校名等情報は、本件生徒が在籍する特定の中学校名を識別することができるものと認められる。

よって、学校名等情報は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

イ 「校長の氏名」(文書15から文書19まで、文書22、文書25及び文書50)、「教諭の氏名」(文書15、文書17及び文書18)及び「校長以外の教諭の役職及び氏名」(文書25)

当審査会で見分したところ、「校長の氏名」、「教諭の氏名」及び「校長以外の教諭の役職及び氏名」(以下「校長の氏名等情報」という。)については、本件いじめ自殺事案に関し、特定の〇〇市立中学校に当時在籍していた校長、特定教諭の氏名及び役職が特定できる情報が記載されていると認められる。

審査請求人は、校長の氏名等情報のうち、校長の氏名及び教諭の氏名については、公務員の氏名であることから、公務員の職務遂行情報として条例第7条第2号ただし書ウに該当するとともに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として同号ただし書アに該当すると主張しているため、この点について検討する。

同号ただし書ウは、同号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示しなければならないとしている。また、同号ただし書アは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、個人に関する情報から除かれるため、開示しなければならないとしている。

校長の氏名等情報は、教員の個人情報としては同号本文に該当したとしても、公務員等の職務遂行に関する情報と密接不可分であることから、同号ただし書ア及びウに該当するため、不開示とすべきではないことになる。

しかし、本件請求では、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、校長の氏名等情報は、本件生徒が在籍する特定の中学校名を識別することができるものと認められるため、教員の個人情報であっても、開示すべきではないと判断する。

よって、校長の氏名等情報は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ウ 「学級名」（文書15、文書17、文書18、文書20及び文書21）

当審査会で見分したところ、「学級名」については、本件いじめ自殺事案に関し、本件生徒が事故当時在籍していた特定の〇〇市立中学校の学級名及び同中学校が行った面接において、対象者の生徒が在籍していた学級名に係る情報が記載されていると認められる。

審査請求人は、「学級名」について、個人を識別できる情報でないと主張しているが、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、本件生徒が在籍する特定の〇〇市立中学校の学級名及び面接対象者の生徒が在籍する学級名を識別することができるものと認められる。

また、「学級名」は、知事の下にいじめ防止対策推進法の趣旨に基づいて設置された「〇〇市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会」

(以下「県調査委員会」という。)により、平成〇年〇月〇日、知事に提出された調査報告書(以下「県調査報告書」という。)に記載されている。

県調査委員会は、〇〇市が行う本件いじめ自殺事案に係る事実関係を明確にするための調査を県が受託した結果、知事の下に置かれたものであり、県調査委員会に委ねられた役割は、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価のみで、これらに基づく再発防止策の検討は、〇〇市教育委員会の下に新たに設置される第三者委員会に委ねられることになっている。

そして、市町村教育委員会の下に設置された第三者により構成される調査組織が市町村長に報告する調査報告書(以下「教育委員会調査報告書」という。)は、いじめの再発防止等に資するために作成するものであるから、「学級名」は、公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「学級名」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

エ 「事故の発生場所」(文書15)及び「本件生徒の所持品」(文書32、文書50、文書55、文書61及び文書66)

当審査会で見分したところ、「事故の発生場所」については、本件生徒の自殺事故に関し、本件生徒が自殺した場所が特定できる情報であると認められる。また、「本件生徒の所持品」については、本件いじめ自殺事案の原因究明に係る本件生徒の所持品に関する情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、「事故の発生場所」及び「本件生徒の所持品」は、本件生徒が自殺した場所及び本件生徒の所持品を識別することができるものと認められる。

また、「事故の発生場所」及び「本件生徒の所持品」は、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「事故の発生場所」及び「本件生徒の所持品」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当する

と認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。
オ 「事故の概況の一部」（文書15）及び「学校での生活状況等」（文書16）

当審査会で見分したところ、「事故の概況の一部」については、本件生徒の自殺事故に関し、特定の〇〇市立中学校の校長が平成〇年〇月〇日に〇〇市教育委員会に報告した緊急連絡用事故報告において、本件生徒の自殺当日における下校後の行動について報告した情報であると認められる。

また、「学校での生活状況等」については、実施機関が同中学校の関係者から確認した本件生徒の同中学校での生活状況等の情報が記載されていると認められる。

緊急連絡用事故報告とは、いじめや自殺等が疑われる事案を認知した場合において、事故の概況及び事故の発生に伴う学校の初期対応を学校が速やかに教育委員会に報告する書面であって、後日事実関係を確定していくための参考となるものである。

本件請求では、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、「事故の概況の一部」及び「学校での生活状況等」は、本件生徒が下校後に行った行動及び在籍する同中学校における生活状況を識別することができるものと認められる。

また、「事故の概況の一部」及び「学校での生活状況等」の一部については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「事故の概況の一部」及び「学校での生活状況等」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

カ 「自殺した部屋・方法」（文書15、文書16、文書22、文書29、文書32、文書55、文書61、文書66、文書77及び文書84）

当審査会で見分したところ、「自殺した部屋・方法」については、本件生徒の自殺事故に関し、本件生徒が自殺した部屋及び自殺した方法が具体的に特定できる情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、「自殺した部屋・方法」は、本件生徒を識別することが

できるものと認められる。

また、本件生徒が自殺した部屋の名称については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「自殺した部屋・方法」（別表２の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、文書１６及び文書６６の別表２の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、本件生徒が自宅で自殺したことについて、本件行政文書の他の部分で既に開示されている情報であり、同号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

キ 「家族構成」（文書１６）

当審査会で見分したところ、「家族構成」については、本件生徒の家族構成に関する情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、本件生徒の氏名が開示されていることから、「家族構成」は、本件生徒の家族の家族構成がどのように構成されているのかを識別することができるものと認められる。

よって、「家族構成」は、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ク 「遺族の様子」（文書１６）

当審査会で見分したところ、「遺族の様子」については、本件生徒の自殺事故の翌日に特定の〇〇市立中学校の校長等が本件生徒の自宅を訪問した際に、同中学校側が感じ取った遺族の様子が特定できる情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名を開示していることから、「遺族の様子」は、同中学校側が本件生徒の自宅を訪問した際の遺族の様子を識別することができるものと認められる。

よって、「遺族の様子」は、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ケ 「学校での集会での一部の生徒の状況」（文書１７）及び「一部の生

徒の状況」（文書19）

当審査会で見分したところ、「学校での集会の一部の生徒の状況」については、本件生徒が在籍する特定の〇〇市立中学校が平成〇年〇月〇日に開催した全校集会及び学年集会において、同中学校側が記録した本件いじめ自殺事案に係る特定生徒の状況に関する情報が記載されていると認められる。

また、「一部の生徒の状況」については、本件生徒の通夜及び告別式において、同中学校側が記録した本件いじめ自殺事案に係る特定生徒の状況に関する情報が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「学校での集会での一部の生徒の状況」及び「一部の生徒の状況」は、本件生徒が在籍する同中学校名及び本件生徒の通夜及び告別式に出席した特定生徒を識別することができるものと認められる。

よって、「学校での集会での一部の生徒の状況」及び「一部の生徒の状況」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

コ 「学校と遺族とのやり取り」（文書17から文書20まで、文書22、文書25及び文書50）

当審査会で見分したところ、「学校と遺族とのやり取り」については、特定の〇〇市立中学校の特定教諭との面談に際し遺族が、本件生徒の自殺に関する自らの心情や学校側への意見及び要望について発言した内容並びに学校側が遺族への説明を行った内容等に関する情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「学校と遺族とのやり取り」は、遺族を識別することができるものと認められる。

また、「学校と遺族とのやり取り」の一部については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「学校と遺族とのやり取り」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

サ 「特定の行事名」 (文書17)

当審査会で見分したところ、「特定の行事名」については、平成〇年〇月〇日に開催した全校集会において、特定の〇〇市立中学校の校長が死亡した本件生徒について、同中学校の生徒に説明した際に、校長が発言した同中学校の特定の行事名が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「特定の行事名」は、生徒が在籍する特定の中学校名を識別することができるものと認められる。

よって、「特定の行事名」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

シ 「特定の職業名」 (文書17)

当審査会で見分したところ、「特定の職業名」について、文書17の2枚目は、一般的な生徒の相談先としての〇〇〇〇〇〇という職業名が記載されており、また、文書17の3枚目は、特定の日に特定の〇〇市立中学校に勤務をする特定教諭の職業名が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「特定の職業名」は、特定教諭が特定の職業に就いているという情報を識別することができるものと認められる。

また、「特定の職業名」は、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「特定の職業名」(別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。)は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、学校において重大事態に該当する疑いのある事故が発生し、生徒の心身に不安が見られる場合には、学校側が〇〇〇〇〇〇に相談するよう生徒及び保護者に周知するのが一般的であることからすれば、これを開示しても、特定教諭が特定されるおそれがあるとは認められないことから、同号には該当せず、開示すべきである。

ス 「〇〇警察署の警察官の氏名」 (文書18)

当審査会で見分したところ、「〇〇警察署の警察官の氏名」については、本件いじめ自殺事案が発生した特定の〇〇市立中学校を訪問し、校長等に対し聞き取りを行った同署の警察官であって、警部補(同相当職)

以下の職員に関する情報が記載されていると認められる。

氏名の開示について、実施機関が警察本部に確認したところ、警察業務の特殊性から、責任者として公表する必要性が高い警部（同相当職）以上の職員の氏名については公表しているが、警部補（同相当職）以下の職員については公表する慣行はないとの説明があった。

よって、「〇〇警察署の警察官の氏名」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

セ 「県担当課の見解」（文書19、文書20及び文書23）

当審査会で見分したところ、「県担当課の見解」については、県担当者が遺族からの要望等に対する見解を記載したものであり、遺族の要望した内容が想起される情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「県担当課の見解」は、遺族の要望した内容が想起される情報を識別することができるものと認められる。

よって、「県担当課の見解」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ソ 「特定事案の結果の概要」（文書21）

当審査会で見分したところ、「特定事案の結果の概要」については、本件いじめ自殺事案に関し、特定の〇〇市立中学校が全生徒に対して行ったアンケートの結果及び同中学校に当時在籍していた生徒に対して行った面接の結果の概要に関する情報が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「特定事案の結果の概要」は、同中学校に当時在籍していた生徒を識別することができるものと認められる。

「特定事案の結果の概要」の一部については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「特定事案の結果の概要」（別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分のうち、特定事案の項目については、本件行政文書の他の部分で既に開示されている情報で

あり、同号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

また、同部分のうち、特定事案の結果の概要の一部については、特定の設問に対する生徒の回答であって、当該記載内容を踏まえれば、これを開示したとしても、個人の権利利害を害するおそれがある情報とはいえず、また、特定の個人を識別することができるものとは認められないことから、同号には該当せず、開示すべきである。

タ 「〇〇市と遺族とその代理人とのやり取り」（文書23）

当審査会で見分したところ、「〇〇市と遺族とその代理人とのやり取り」については、平成〇年〇月〇日に〇〇市役所〇〇〇〇において〇〇市教育委員会が第三者による「〇〇市立中学校自殺事案に関する調査委員会」（以下「市調査委員会」という。）を設置するに当たり、委員の人选について、〇〇市教育委員会及び遺族とその代理人との間で会談を行った際のやり取りが記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「〇〇市と遺族とその代理人とのやり取り」は、遺族を識別することができるものと認められる。

したがって、「〇〇市と遺族とその代理人とのやり取り」（別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、文書50において、同日の会談の参加者として「遺族、遺族代理人弁護士3名」との記載が既に関示されているところ、文書50は、〇〇市議会の全員協議会での報告資料であり、記載されている情報は一定の範囲で開示されている情報である。

そこで、文書50の開示・不開示の判断について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、「議会報告資料であるという文書50の性質を踏まえ、遺族が明らかにしていない情報や、いじめの再発防止に関係しない本件生徒及び遺族に関する情報を除いて開示している。」とのことであった。

よって、文書50で開示されている情報については、実施機関において公表する慣行（以下「議会報告資料の公表慣行」という。）があると認められ、同号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

チ 「会談の参加者の氏名及び事業者名」（文書23）

当審査会で見分したところ、「会談の参加者の氏名及び事業者名」については、平成〇年〇月〇日に〇〇市教育委員会と遺族側で本件いじめ

自殺事案に関する会談を行った際の遺族側の参加者の氏名及び事業者名が特定できる情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「会談の参加者の氏名及び事業者名」は、上記会談での遺族側の参加者の氏名及び事業者名を識別することができるものと認められる。

しかし、「会談の参加者の氏名及び事業者名」は、文書50において、同日の会談の参加者として「遺族、遺族代理人弁護士3名」との記載が既の開示されていることから、議会報告資料の公表慣行があると認められ、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

ツ 「関係者とのやり取り」(文書23)

当審査会で見分したところ、「関係者とのやり取り」については、〇〇市教育委員会が市調査委員会の調査委員の人選に関して、遺族側と会談を行った後に、会談の内容に対する関係者からの助言が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「関係者とのやり取り」は、遺族との会談の内容を識別することができるものと認められる。

よって、「関係者とのやり取り」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

テ 「〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り」(文書24及び文書25)及び「第2回市調査委員会の出席者」(文書24)

当審査会で見分したところ、「〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り」については、平成〇年〇月〇日に開催された〇〇市教育委員会における本件いじめ自殺事案に関する第2回市調査委員会での遺族側の要望及び同月〇日に同教育委員会が〇〇〇〇〇〇〇〇において、遺族側の要望について市調査委員会の調査委員長と調整を行ったことに関する情報が記載されていると認められる。

また、「第2回市調査委員会の出席者」については、同月〇日に開催された〇〇市教育委員会における本件いじめ自殺事案に関する第2回市調査委員会の遺族側の出席者が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り」及び「第2回市調査委員会の出席者」は、上記のやり取りに係る遺族側

の要望及び市調査委員会における遺族側の出席者を識別することができるものと認められる。

よって、「〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り」（別表２の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、文書２４の別表２の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、文書５０において、遺族側が市調査委員会に対し、女性委員を入れることを要望したことに関する記載、要望を受けた市調査委員会及び〇〇市教育委員会の動向に関する記載並びに同日の会談の参加者として「遺族、遺族代理人弁護士３名」との記載が既に開示されていることから、議会報告資料の公表慣行があると認められ、同号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

ト 「生徒の氏名」（文書２５）、「生徒ヒアリングの概要」（文書２５）及び「生徒・保護者について職員が記載した事項」（文書２５）

当審査会で見分したところ、「生徒の氏名」については、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に市調査委員会がヒアリングを行った特定の〇〇市立中学校の特定生徒の氏名が、「生徒ヒアリングの概要」については、上記の日にヒアリングを行った同中学校の特定生徒の同行者及び所要時間に関する情報が、「生徒・保護者について職員が記載した事項」については、〇〇市教育委員会から文書２５を受け取った職員が記載した本件いじめ自殺事案に関わっている同中学校の特定生徒・保護者の情報が記載されていると認められる。

「生徒の氏名」、「生徒ヒアリングの概要」及び「生徒・保護者について職員が記載した事項」は、同中学校に当時在籍していた特定生徒を識別することができるものと認められる。

よって、「生徒の氏名」、「生徒ヒアリングの概要」及び「生徒・保護者について職員が記載した事項」は、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ナ 「特定教諭の状況」（文書２５）

当審査会で見分したところ、「特定教諭の状況」については、特定の〇〇市立中学校の校長が遺族の自宅を訪問した際に、遺族側からの自宅への訪問に対する特定教諭の意向を聞いてほしいとの要望に対する特定教諭の意向が記載されていると認められる。

「特定教諭の状況」は、教員の個人情報としては条例第７条第２号本

文に該当するものの、職務遂行に関する情報と密接不可分であることから、同号ただし書ア及びウに該当するため、不開示とすべきではないことになる。

同号ただし書ウは、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示しなければならないとしている。また、同号ただし書アは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、個人に関する情報から除かれるため、開示しなければならないとしている。

「特定教諭の状況」は、教員の個人情報としては同号本文に該当するものの、公務員等の職務遂行に関する情報と密接不可分であることから、同号ただし書ア及びウに該当するため、不開示とすべきではないことになる。

しかし、本件請求では、「特定教諭の状況」は、本件生徒と同じ中学校に在籍している特定教諭を識別することができるものと認められ、学校名等情報を不開示としていることから、教員の個人情報であるが開示すべきではないと判断する。

よって、「特定教諭の状況」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ニ 「聞き取りした生徒の人数」（文書25）

当審査会で見分したところ、「聞き取りした生徒の人数」については、平成〇年〇月〇日に特定の〇〇市立中学校側が生徒に聞き取りした人数の情報が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「聞き取りした生徒の人数」は、同中学校に当時在籍していた生徒を識別することができるものと認められる。

「聞き取りした生徒の人数」は、県調査報告書に記載されていないが、別の日に同中学校側が行った聞き取りした生徒の人数が県調査報告書には記載されている。仮に特定の日に聞き取りした生徒の人数を開示した場合、一般人には特定の個人が識別できない情報であっても、学校の卒業生、在校生及び保護者等の特定の関係者であれば、聞き取りした生徒を特定できることは否定できないことから、開示すべきではないと判断する。

よって、「聞き取りした生徒の人数」は、特定の個人を識別すること

ができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ヌ 「問合せ者の氏名」（文書26、文書27、文書31、文書37、文書41から文書43まで、文書46から文書49まで、文書52、文書54、文書64、文書69及び文書89）、「問合せ者のメールアドレス」（文書26、文書37、文書38、文書41から文書43まで、文書46から文書49まで、文書52から文書54まで、文書69及び文書89）、「問合せ者の電話番号」（文書27、文書43、文書48、文書49、文書54、文書64、文書69、文書79及び文書89）、「問合せ者の家族構成」（文書31）、「問合せ者の郵便番号」（文書43、文書48、文書49、文書54、文書64、文書69及び文書89）、「問合せ者のファックス番号」（文書43、文書54、文書69及び文書89）及び「問合せ者の住所」（文書43、文書48、文書49、文書54、文書64、文書69及び文書89）

当審査会で見分したところ、「問合せ者の氏名」、「問合せ者のメールアドレス」、「問合せ者の電話番号」、「問合せ者の家族構成」、「問合せ者の郵便番号」、「問合せ者のファックス番号」及び「問合せ者の住所」（以下「問合せ者の氏名等情報」という。）については、本件いじめ自殺事案に係る住民からの問合せに対して、実施機関の職員が電話で問合せをしてきた住民等から聞き取りした記録、住民から実施機関に送付された電子メールの本文、住民等から県広報広聴課に送付された実施機関が保有している電子メールの本文、実施機関が保有している住民等から県広報広聴課に送られた意見・提案（住民提案対応表）及び実施機関から住民に回答した本文に記載された問合せ者の氏名等に係る情報であると認められる。

よって、問合せ者の氏名等情報（別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、文書43、文書48、文書54、文書69及び文書89の別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、情報が何ら記載されていないことから、開示したとしても、特定の個人を識別することができる情報とはいえないことから、同号には該当せず、開示すべきである。

ネ 「問合せ内容」（文書26、文書37、文書38、文書41から文書43まで、文書46から文書49まで、文書52から文書54まで、文書64、文書69及び文書89）

当審査会で見分したところ、「問合せ内容」については、本件いじめ自殺事案に係る電話、電子メール等での手段により住民等が実施機関に問い合わせた意見・提案等が記載されており、上記又のとおり、当該意見・提案等には、問合せ者の氏名等情報が記載されていると認められる。

よって、「問合せ内容」は、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

審査請求人は、問合せ内容については、個人が特定されるような記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきであると主張しているので検討する。

問合せ内容には、問合せ者が問い合わせたいと考えた内容等が記載されており、個人の人格と密接に関係するものであることから、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、部分開示することはできないと判断する。

- ノ 「問合せ者の年齢」（文書27、文書43、文書48、文書49、文書53、文書54、文書64、文書69、文書79及び文書89）、
「問合せ者の性別」（文書27、文書31、文書43、文書48、文書49、文書53、文書54、文書64、文書69、文書79及び文書89）、
「問合せ者の居住する都道府県名」（文書27及び文書31）、
「問合せ者の職業」（文書31、文書43、文書54、文書69、文書79及び文書89）及び「メールの送信時刻」（文書54）

当審査会で見分したところ、「問合せ者の年齢」、「問合せ者の性別」、「問合せ者の居住する都道府県名」、「問合せ者の職業」及び「メールの送信時刻」（以下「問合せ者の年齢等情報」という。）については、本件いじめ自殺事案に係る住民からの問合せに対して、実施機関の職員が電話で問合せをしてきた住民等から聞き取りした記録、住民から実施機関に送付された電子メールの本文、住民等から県広報広聴課に送付された実施機関が保有している電子メールの本文及び実施機関が保有している住民から県広報広聴課に送られた意見・提案（住民提案対応表）に記載された問合せ者の年齢等に係る情報であると認められる。

問合せ者の年齢等情報については、氏名等の個人を識別することができることとなる記述の部分を除けば、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められ、条例第8条第2項の規定に基づき、部分開示できるものと認められることから、開示すべきである。

- ハ 「記者の氏名」（文書28、文書30、文書34から文書36まで、

文書40、文書45、文書51、文書56から文書60まで、文書62、文書63、文書80及び文書85から文書88まで)及び「記者の連絡先」(文書28、文書30、文書34、文書35、文書40、文書45、文書56から文書60まで、文書62、文書63及び文書85から文書88まで)

「記者の氏名」及び「記者の連絡先」について、実施機関は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

当審査会で見分したところ、「記者の氏名」については、実施機関に本件いじめ自殺事案の取材を行った記者の氏名であり、「記者の連絡先」については、実施機関に当該取材を行った記者の連絡先であることから、いずれも特定の個人を識別できる情報であって、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しない。

したがって、同号アに該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

一方、「記者の氏名」及び「記者の連絡先」は、上記のとおり特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

よって、「記者の氏名」及び「記者の連絡先」を不開示とした実施機関の判断は、結論において妥当であると判断する。

ヒ 「遺族に関する情報」(文書29、文書32及び文書66)

当審査会で見分したところ、「遺族に関する情報」については、本件いじめ自殺事案について、遺族側の市調査委員会の設置に係る主張や遺族側がとった特定の行動が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「遺族に関する情報」は、遺族を識別できると認められる。

したがって、「遺族に関する情報」(別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。)は、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

一方、文書29の別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、文書32の1枚目の25行目から26行目までにおいて「調査委員会の設置について、いじめ防止対策推進法の28条に基づく調査委員会ではない。」との記載が既に開示されていると認められる。また、文書

66の別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、平成〇年〇月〇日業務報告の別添3（文書67の3枚目）において、遺族側が報道機関に広報したことについては、事前に茨城県庁で遺族側、〇〇市及び実施機関の間で協議をする旨の報道がされたことから、既に周知の事実であると認められる。

よって、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

フ 「職員番号」（文書39、文書44、文書70、文書74、文書90及び文書91）

当審査会で見分したところ、「職員番号」については、実施機関の職員ごとに割り振られた番号であることから、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、職員番号について、公務員が職務遂行のために割り振られた番号であるため、同号ただし書ウに該当すると主張しているため、検討する。

同号ただし書ウは、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報を開示しなければならないとしているところ、職員番号は、職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、職務遂行の内容に係る情報であるとはいえない。

よって、「職員番号」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

へ 「自宅住所」（文書39、文書74、文書90及び文書91）及び「旅行経路の一部」（文書39、文書74、文書90及び文書91）

当審査会で見分したところ、「自宅住所」については、旅行命令票に記載された、実施機関の職員の自宅住所であり、「旅行経路の一部」については、実施機関の職員が目的地まで旅行する際の旅行経路のうち、自宅からの最寄り駅又は最寄りバス停に係る情報が記載されていると認められる。

当該旅行命令票で職員の氏名が開示されていることから、「自宅住所」及び「旅行経路の一部」は、職員を識別することができるものと認められる。

よって、「自宅住所」及び「旅行経路の一部」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認めら

れ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ホ 「職員のメールアドレスの一部」（文書43、文書46、文書52、文書54、文書69及び文書89）

当審査会で見分したところ、「職員のメールアドレスの一部」については、本件いじめ自殺事案に係る住民からの意見・提案等に関し、県広報広聴課が実施機関に送付した電子メールの宛先の一部として記載されていると認められる。

「職員のメールアドレスの一部」は、実施機関の職員ごとに割り振られたメールアドレスの一部であって、職員固有の部分であることから、職員を識別することができるものと認められる。

よって、「職員のメールアドレスの一部」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

マ 「〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り」（文書50）及び「〇〇市と遺族とのやり取り」（文書55）

当審査会で見分したところ、「〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り」については、平成〇年〇月〇日に五者で面談した際に、遺族側が本件いじめ自殺事案に係る自らの行動について説明した内容並びに遺族側の弁護士が特定事案について、特定の〇〇市立中学校及び〇〇市教育委員会に対して申し入れた内容の情報が記載されていると認められる。

また、「〇〇市と遺族とのやり取り」については、遺族側がいじめにより本件生徒が自殺したと主張するに至った経緯について、同教育委員会に説明した内容の情報が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り」及び「〇〇市と遺族とのやり取り」は、遺族を識別することができるものと認められる。

また、「〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り」における弁護士からの申入れ内容及び「〇〇市と遺族とのやり取り」における遺族の説明内容については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り

り」及び「〇〇市と遺族とのやり取り」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ミ 「特定教諭が指導した生徒の特定の行為」（文書50）

当審査会で見分したところ、「特定教諭が指導した生徒の特定の行為」については、平成〇年〇月に特定教諭が特定生徒に指導を行う原因となった特定の行為の内容が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「特定教諭が指導した生徒の特定の行為」は、特定の〇〇市立中学校に当時、在籍していた特定教諭及び特定生徒を識別することができるものと認められる。

また、「特定教諭が指導した生徒の特定の行為」は、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に当該情報と同じ趣旨の記載がなされているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「特定教諭が指導した生徒の特定の行為」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ム 「アンケート結果報告の概要」（文書50）及び「生徒への聞き取り内容」（文書50）

当審査会で見分したところ、「アンケート結果報告の概要」については、〇〇市教育委員会が遺族の自宅を訪問した際に、特定の〇〇市立中学校が特定生徒に対して行ったアンケートの結果に関する遺族への説明内容であり、特定の生徒及び保護者に関する情報が記載されていると認められる。

また、「生徒への聞き取り内容」については、同中学校が本件いじめ自殺事案に係る特定生徒に対して、聞き取りを行った際の本件生徒が関わった行動についての質問内容が記載されていると認められる。

本件行政文書において、「アンケート結果報告の概要」及び「生徒への聞き取り内容」は、特定の生徒に関する情報及び特定生徒に聞き取りを行った内容を識別することができるものと認められる。

「アンケート結果報告の概要」及び「生徒への聞き取り内容」の一部については、本件いじめ自殺事案における事実関係の調査とそれに対する評価が記載された県調査報告書に記載されているが、いじめの再発防止等に資するために作成する教育委員会調査報告書において公表を予定

している情報であるとまではいえず、処分時において、開示することが予定されているとは認められない。

よって、「アンケート結果報告の概要」及び「生徒への聞き取り内容」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

メ 「遺族の発言」（文書68）

当審査会で見分したところ、「遺族の発言」については、本件いじめ自殺事案に関し、遺族側、〇〇市教育委員会及び実施機関の三者が協議した際の遺族の発言であって、協議後行った記者会見では開示していない内容が記載されていると認められる。

本件請求では、本件行政文書において、遺族の氏名が開示されていることから、「遺族の発言」は、遺族を識別することができるものと認められる。

よって、「遺族の発言」は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

モ 「県と遺族及びその代理人とのやり取り」（文書83）

当審査会で見分したところ、「県と遺族及びその代理人とのやり取り」については、実施機関が遺族側からの知事の下にいじめ防止対策推進法の趣旨に基づいた調査委員会を設置すべき等の申入れに対する〇〇市教育委員会及び実施機関の回答日を遺族側と調整した時期に関する情報が記載されていると認められる。

「県と遺族及びその代理人とのやり取り」については、実施機関が遺族側の申入れに対する〇〇市教育委員会及び実施機関の回答日を遺族側と調整した時期に過ぎず、条例第7条第2号に該当しないと認められることから、開示すべきである。

ヤ 「旅行命令伺申請日」（文書90及び文書91）及び「旅行期間」（文書90及び文書91）

当審査会で見分したところ、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」については、実施機関の職員が遺族の代理人弁護士の事務所を訪問した日を推測できる日及び当該訪問日が記載されていると認められる。

審査請求人は、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」については、公務員による遺族側との打合せに関する情報であるから、遺族の私的な旅行に関する情報ではなく、これらの公務員の職務遂行情報を遺族のプライベートと関連付けて不開示とすることは許されないことから、条例

第7条第2号に該当しないと主張しているところ、本件行政文書に記載されている目的地は、遺族の代理人弁護士事務所名及びその所在地である。当該事務所が個人事務所である場合、当該弁護士は、同号の「事業を営む個人」に該当し、実施機関の職員との打合せに係る情報は、弁護士の業務として行われたものであると考えられるため、同号の「当該事業に関する情報」に該当すると認められることから、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」については、同号本文に該当せず、開示すべきである。

(2) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 「報道機関名」（文書28、文書30、文書34から文書36まで、文書40、文書45、文書51、文書56から文書60まで、文書62、文書63、文書80及び文書85から文書88まで）

当審査会で見分したところ、「報道機関名」については、実施機関が作成した報道機関等の取材対応の報告書において、取材を受けた相手として記載されていると認められる。

審査請求人は、報道機関名については、開示したとしても取材のノウハウが明らかになるとはいえず、条例第7条第3号アに該当しないと主張しているところ、報道機関名が開示された場合には、取材内容が既に開示されていることから、特定の報道機関が行った取材内容や方法等の取材のノウハウが他の報道機関に知られるところとなり、特定の報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、「報道機関名」は、同号アに該当するものと判断する。

イ 「弁護士の印影」（文書50）、「顧問弁護士の口座情報」（文書76）及び「顧問弁護士の印影」（文書76）

当審査会の事務局職員をして実施機関に確認したところ、「弁護士の印影」、「顧問弁護士の口座情報」及び「顧問弁護士の印影」について、実施機関からは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないとの説明があった。

当審査会で見分したところ、「顧問弁護士の口座情報」については、顧問弁護士が弁護士業務を遂行するに当たって使用する金融機関の口座に関する情報であって、事業を行う弁護士の内部管理情報であり、「弁護士の印影」及び「顧問弁護士の印影」については、弁護士が自らの業

務を遂行する上で使用している印影である。

そして、当該弁護士の事務所は個人事務所であることが認められるところ、それらの情報は、同号において個人に関する情報から除かれた上で同条第3号において法人等に関する情報と同様に判断することとされている事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するから、それらの情報が同条第2号本文に該当するとした実施機関の判断は誤りである。

しかし、「弁護士の印影」、「顧問弁護士の口座情報」及び「顧問弁護士の印影」については、それらを公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、「弁護士の印影」、「顧問弁護士の口座情報」及び「顧問弁護士の印影」は、同条第3号アに該当すると認められることから、これらを不開示とした実施機関の判断は、結論において妥当である。

(3) 条例第7条第5号該当性について

当審査会で見分したところ、文書83の「「別添3」の「申入れに対する回答時の発言のために作成した文書の一部」」（以下「知事発言文書」という。）については、知事の同席の下行われた〇〇市教育委員会及び実施機関と遺族側との面談において、遺族側の申入れに対し、知事が発言した内容の要旨であると認められる。

これについて、実施機関は、県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第5号に該当すると主張する。

しかし、当該面談においては、終了まで報道関係者が同席しており、その中で知事が同旨の発言をしていることが認められることから、知事発言文書については、その内容を公にしたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、同号には該当せず、開示すべきである。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 「文部科学省の見解・回答」（文書66及び文書76）及び「文部科学省の見解」（文書71、文書73及び文書75）

当審査会で見分したところ、「文部科学省の見解・回答」及び「文部科学省の見解」（以下「文部科学省の見解等」という。）については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学

省への相談に対して、同省から示された見解や回答が記載されていると認められる。

当該相談は、いじめ防止対策推進法に市町村立の学校に関する県の権限を明記した規定がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した文部科学省の見解等を開示すれば、今後、県から同省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、文部科学省の見解等（文書76に係るものを除く。）は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

一方、文書76の別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、同一文書である文書66の17行目から18行目まで、23行目から25行目までが既に開示されている情報であると認められるため、同号には該当せず、開示すべきである。

イ 「顧問弁護士情報」（文書66及び文書76）及び「相談結果」（文書73及び文書81）

当審査会で見分したところ、「顧問弁護士情報」及び「相談結果」については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等について、県の機関が顧問弁護士に相談した結果等が記載されていると認められる。

審査請求人は、当該情報について、顧問契約に基づいて意見をするのが弁護士の義務であるから、開示しても率直な意見や踏み込んだ意見をしなくなるおそれはなく、開示することが情報公開の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しないと主張しているため、この点について検討する。

通常、顧問弁護士への相談事案には、一般的な法律解釈が求められる事案だけでなく、一般的な法律解釈にはとどまらない困難な法的問題に関する顧問弁護士の見解が求められるような複雑な事案も含まれている。当該相談は、いじめ防止対策推進法に市町村立の学校に関する県の権限を明記した規定がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した顧問弁護士の見解は、一般的な法律解釈を踏まえた上で、当該顧問弁護士が県の機関に示した見解であると認められる。

そして、そのような見解である相談結果を開示すれば、今後、顧問弁護士に相談する際に、顧問弁護士から率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う顧問弁護士に相談を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「顧問弁護士情報」（文書76に係るものを除く。）及び「相談結果」は、同号に該当すると認められる。

一方、文書76の別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、同一文書である文書66の1枚目の30行目が既に開示されている情報であると認められるため、同号に該当せず、開示すべきである。

ウ 「当日の報道対応の内容」（文書67）

当審査会で見分したところ、「当日の報道対応の内容」については、遺族側からの県への申入れに対して県が回答を行うに当たり、遺族側、〇〇市及び実施機関がどのように報道機関に対応するかについて、実施機関及び遺族側との間で事前に協議された情報が記載されていると認められる。

事前に検討された情報は、相手方との協議が終わった後であったとしても、これが開示されることとなれば、協力を求める相手方と県の機関との信頼関係の喪失等につながり、これを開示すれば、今後、県民等から必要な協力を得られなくなり、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「当日の報道対応の内容」（別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除く。）は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

一方、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、協議内容のうち報道された情報は、遺族側の代理人弁護士の行動により報道された事実であり、既に遺族側が開示としていることから、また、遺族側の代理人弁護士との協議に係る情報は、実施機関が今後の報道対応について、遺族側と協議したい旨の意向に過ぎず、これを開示しても、遺族との信頼関係を損ない、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

エ 「文部科学省の連絡事項の一部」（文書72）

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」に「連絡事項の一部」と記載された情報の概要は、「文部科学省の連絡事項の一部」であるとのことであった。

当審査会で見分したところ、「文部科学省の連絡事項の一部」については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学省への相談に対して、同省内部で協議した結果等が記載されていると認められる。

審査請求人は、文部科学省の連絡事項の一部について、上記アと同様

の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、同省への相談は、いじめ防止対策推進法に市町村立の学校に関する県の権限を明記した規定がない中で県が調査を行うことが可能かを同省に相談したものである。そのような相談に対応した文部科学省の連絡事項の一部を開示すれば、今後、県から同省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「文部科学省の連絡事項の一部」は、同号に該当すると判断する。

オ 「検討案の前提となる事項」(文書73、文書75)

当審査会で見分したところ、「検討案の前提となる事項」については、県の機関が本件いじめ自殺事案に係る調査手法を検討する上で、調査への協力を要する遺族側とのやり取りに先立ち、必要となる遺族側との調整事項等を県の機関内部で検討した情報(以下「調整事項等の事前検討情報」という。)が記載されていると認められる。

審査請求人は、検討案の前提となる事項について、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であり、提供しないことによって遺族側との信頼関係が崩れ得るものであるため、条例第7条第6号に該当しないと主張するが、通常、調整事項等の事前検討情報には、相手方とのやり取りに当たっての県の機関の対応方針等が含まれていることから、相手方には伝えることのない情報である。そういった情報について、たとえ、相手方とのやり取りが終わった後であったとしても、これが開示されることとなれば、協力を求める相手方と県の機関との信頼関係の喪失等につながり、今後、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、同法に調整事項等の事前検討情報を遺族側に提供しなければならないという趣旨の規定は存在しない。

よって、「検討案の前提となる事項」は、同号に該当すると判断する。

カ 「担当課の見解」(文書76)

当審査会で見分したところ、「担当課の見解」については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法や実施機関として遺族側とどう対応していくのかについて、今後、遺族側とのやり取りを行うに当たっての実施機関の見解が記載されていると認められる。

しかし、「担当課の見解」は、同一文書である文書66の26行目か

ら29行目までにおいて、既に開示されている情報であると認められるため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

キ 「文部科学省からの回答の一部」(文書78)

当審査会で見分したところ、「文部科学省からの回答の一部」については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学省への相談に対して、同省から示された回答に係る情報が記載されていると認められる。

審査請求人は、文部科学省からの回答の一部について、上記ア及びエと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、文部科学省への相談は、いじめ防止対策推進法に市町村立の学校に関する県の権限を明記した規定がない中で県が調査を行うことが可能かを同省に相談したものである。そのような相談に対応した文部科学省からの回答の一部を開示すれば、今後、県から同省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「文部科学省からの回答の一部」は、同号に該当すると判断する。

ク 「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」(文書81)

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」に「別紙の一部」と記載された情報の概要は、「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」であるとのことであった。

当審査会で見分したところ、「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」については、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等について、県の機関が顧問弁護士に行った相談に対して、顧問弁護士から示された調査手法の案及びコメントが記載されていると認められる。

審査請求人は、別紙1の顧問弁護士の案及びコメントについて、上記イと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、当該相談に対する顧問弁護士の見解は、いじめ防止対策推進法に市町村立の学校に関する県の権限を明記した規定がない中で県が調査を行うことが可能かについての相談に対するものであり、当該顧問弁護士が、一般的な法律解釈を踏まえた上で、それにはとどまらない法律問題に関する見解を県の機関に示したものであると認められる。そのような見解である別紙1の顧問弁護士の案及びコメントを開示すれば、今後、顧問弁護士に相談する際に、顧問弁護士から率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う顧問弁護士に相談を要する事務又

は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」は、同号に該当すると判断する。

ケ 「遺族側への回答についての一部」(文書81)

当審査会で見分したところ、「遺族側への回答についての一部」については、調整事項等の事前検討情報が記載されていると認められる。

上記オのとおり、調整事項等の事前検討情報を開示すれば、今後、県民等から必要な協力を得られなくなり、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、「遺族側への回答についての一部」は、同号に該当すると判断する。

コ 「事案処理のスケジュールその他必要事項の一部」(文書82)

当審査会で見分したところ、「事案処理のスケジュールその他必要事項の一部」については、実施機関が予定している事務処理の遺族側への説明時期に関する情報(以下「説明時期情報」という。)が記載されていると認められる。

実施機関は、説明時期情報について、「公にすることは、ご遺族との信頼関係を損ねるおそれが大きく、ご遺族との信頼関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれが大きい」と主張している。

しかし、説明時期情報は、実施機関が今後予定している遺族側への説明の時期に過ぎず、これを開示しても、遺族との信頼関係を損ない、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。

サ 「申入書に対する回答に係る遺族に関する情報」(文書83)

当審査会で見分したところ、「申入書に対する回答に係る遺族に関する情報」については、県が遺族側の申入れに対する回答を行う際に、報道機関への対応について実施機関が遺族側と協議した結果が記載されていると認められる。

審査請求人は、遺族側とのやり取りに関する情報については、遺族側から開示に反対する意見書が出されていないこと、遺族側が積極的にマスメディア等で情報を公表して活動していることなどに鑑みると条例第7条第6号に該当しないと主張するが、実施機関が遺族側と協議した結果を開示することになれば、協議等の結果が開示されることはないという認識の下に協議をする者に対しては、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えるおそれがあり、それにより、県に対する情

報提供の萎縮や県との信頼関係の喪失等につながり、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県民等の協力を得て行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「申入書に対する回答に係る遺族に関する情報」は、同号に該当すると判断する。

3 本件処分3の開示・不開示の判断の妥当性について

(1) 「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」（文書92）、「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」（文書94）及び「意見書（平成〇年〇月〇日付け）」（文書95）について

当審査会で見分したところ、「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」、「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」及び「意見書（平成〇年〇月〇日付け）」については、本件いじめ自殺事案を調査する調査委員会の設置に係る遺族側から県の機関に提出された申入書等（以下「遺族側申入書等情報」という。）であると認められる。

審査請求人は、上記2（4）サと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張するが、一般的に、県の機関に提出される申入書等には、本件のような自己の要望を伝える文書だけではなく、自己の利益とは関わりのない県行政に係る情報を提供する趣旨で提出する申入書等もあり、こういった申入書等に対しては、その後に提出者からの協力を得ながら必要な調査を行うことが想定される。また、このような申入書等の内容は公開されておらず、提出者は申入書等の存在や内容が開示となることはないという認識の下で提出をしているものと認められる。

それにもかかわらず、遺族側申入書等情報を開示することになれば、申入書等の内容等が開示されることはないという認識の下に申入書等を提出する者に対しては、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えるおそれがある。それにより、県に対する情報提供の萎縮や県との信頼関係の喪失等につながり、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県民等の協力を得て行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、遺族側申入書等情報は、同号に該当すると判断する。

(2) ご連絡（平成〇年〇月〇日付け）（文書93）

当審査会で見分したところ、「ご連絡（平成〇年〇月〇日付け）」については、本件いじめ自殺事案を調査する調査委員会の設置に係る遺族側から県の機関に提出された連絡・調整内容に関する情報（以下「連絡・調整情報」という。）が記載されていると認められる。

連絡・調整情報は、相手方とのやり取りが終わった後であったとしても、これが開示されることとなれば、協力を求める相手方と県の機関との信頼関係の喪失等につながり、これを開示すれば、今後、県民等から必要な協力を得られなくなり、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「ご連絡（平成〇年〇月〇日付け）」は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

(3) 「遺族側との打合せ①結果」（文書96）及び「遺族側との打合せ②結果及び資料」（文書97）

当審査会で見分したところ、「遺族側との打合せ①結果」及び「遺族側との打合せ②結果及び資料」は、本件いじめ自殺事案を調査する調査委員会の設置に係る県の機関と遺族側との協議結果等（以下「遺族側との協議結果等情報」という。）であると認められる。

審査請求人は、上記2（4）サと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張するが、一般的に、県の機関と協議等を行う相手方には、本件のような自己の要望に係る協議等を行う者だけでなく、例えば自己の利益とは関わりのない県行政に係る情報を提供する趣旨で協議等を行う者もあり、こういった協議等においては、継続して相手方の協力を得ながら必要な調査を行うことが想定される。また、このような協議等の結果は公開されておらず、協議をする者は当該協議等の結果が開示となることはないという認識の下で協議等を行っているものと認められる。

それにもかかわらず、遺族側との協議結果等情報を開示することになれば、協議等の結果が開示されることはないという認識の下に協議をする者に対しては、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えるおそれがある。それにより、県に対する情報提供の萎縮や県との信頼関係の喪失等につながり、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県民等の協力を得て行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「遺族側との打合せ①結果」及び「遺族側との打合せ②結果及び資料」は、同号に該当すると判断する。

4 条例第9条の該当性について

審査請求人は、「不開示部分は、いずれも条例第9条に該当する。」と主張するが、同条に定める公益上の理由による裁量的開示は、不開示とすることにより保護される利益に優越する公益上の特別の理由があると認めるときに、実施機関の高度な行政判断により、行うことができるものであるところ、

本件処分2及び本件処分3で不開示としたことにより保護される利益を上回る公益上の特別の理由があるとは認められない。

よって、裁量的開示をしなかった実施機関の判断は妥当であると認められる。

5 不開示理由の付記について

(1) 不開示理由の意義及び程度について

開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときは、茨城県行政手続条例第8条第1項及び第2項の規定により、その理由を書面により通知しなければならないとされている。

これは、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであるとされている。

そして、実施機関が不開示決定通知書に付記すべき理由の程度については、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決においては「開示請求者において・・・所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示理由の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、・・・理由付記としては十分では・・・ない。」とされている。

審査請求人は、本件処分2及び本件処分3の理由の付記について不備があるため、処分の取消しは免れない旨の主張をしているので、以下、上記の不開示理由として付記すべき理由の程度についての考え方を踏まえ、本件通知書2及び本件通知書3に理由の付記の不備があるかどうかについて、検討する。

(2) 本件通知書2の不開示理由の付記について

本件通知書2の(別紙)には、特定する行政文書、開示することができない部分の概要及び開示をしない理由が記載されていることが認められる。

ア 条例第7条第2号に該当する理由の付記について

条例第7条第2号においては、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とし、一般的に当

該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護される利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとされている。

- (ア) 開示することができない部分の概要に「個人に関する情報」と記載された文書（文書15から文書27まで、文書29、文書31から文書33まで、文書37から文書39まで、文書41から文書44まで、文書46から文書50まで、文書52から文書55まで、文書61、文書64から文書66まで、文書69、文書70、文書74、文書76、文書77、文書79、文書83、文書84及び文書89から文書91まで）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載については、単に「個人に関する情報」という記載しかないことから、不開示部分にはいかなる個人に関する情報が記載され、いかなる理由により不開示とされているかについて、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「個人に関する情報」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

- (イ) 開示することができない部分の概要に「遺族の発言」と記載された文書（文書68）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載及び「理由」欄の「条例第7条第2号」との記載から、不開示部分には遺族の発言についての情報が記載されていることは了知できることから、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当するとの理由を、その根拠とともに了知し得るものと認められる。

よって、「遺族の発言」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備でないと判断する。

- イ 条例第7条第3号アに該当する理由の付記について

条例第7条第3号アにおいては、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって・・・公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とし、保護される利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとされている。

同号アに該当することを理由として不開示とした文書は、開示することができない部分の概要に「報道機関名及び記者名」と記載された文書

(文書28、文書30、文書34から文書36まで、文書40、文書45、文書51、文書56から文書60まで、文書62、文書63、文書80及び文書85から文書88まで)である。

「報道機関名及び記者名」については、本件通知書2の(別紙)の「開示することができない部分の概要」欄の記載及び「理由」欄の「条例第7条第3号(ア)」から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する報道機関名又は記者名であるのは了知できることから、審査請求人において、同号アに該当するとの理由を、その根拠とともに了知し得るものと認められる。

よって、「報道機関名及び記者名」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備でないと判断する。

ウ 条例第7条第5号に該当する理由の付記について

条例第7条第5号においては、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記録されているときには、これを開示しないとされている。

本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄に、「個人に関する情報、相談結果」という記載がされた文書(文書76)において、単に「個人に関する情報、相談結果」という記載しかないことから、不開示部分には実施機関が行う審議、検討又は協議について、いかなる審議、検討又は協議内容が記載され、いかなる理由により不開示とされているかを根拠とともに、審査請求人が知ることができないとわざるを得ない。

よって、「個人に関する情報、相談結果」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

エ 条例第7条第6号に該当する理由の付記について

条例第7条第6号においては、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記載されているときには、これを開示しないとされている。

(ア) 開示することができない部分の概要に「当日の報道対応の内容、別

添1（申入書）」と記載された文書（文書67）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る当日の報道対応の内容であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第7条第6号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「当日の報道対応の内容、別添1（申入書）」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(イ) 開示することができない部分の概要に「文部科学省の見解」と記載された文書（文書71、文書73、文書75及び文書78）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る文部科学省の見解であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第7条第6号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「文部科学省の見解」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(ウ) 開示することができない部分の概要に「連絡事項の一部」と記載された文書（文書72）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載については、単に「連絡事項の一部」という記載しかないことから、不開示部分には実施機関が行う当該事務又は事業について、いかなる事務又は事業が記載され、いかなる理由により不開示とされているかについて、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「連絡事項の一部」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(エ) 開示することができない部分の概要に「相談結果」又は「3相談結果」と記載された文書（文書73及び文書81）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る法務相談の結果であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第7条第6号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることが

できないと言わざるを得ない。

よって、「相談結果」及び「3相談結果」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

- (オ) 開示することができない部分の概要に「検討案の前提となる事項」と記載された文書（文書73及び文書75）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る検討案の前提となる事項であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第7条第6号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「検討案の前提となる事項」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

- (カ) 開示することができない部分の概要に「別紙の一部」と記載された文書（文書81）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載については、単に「別紙の一部」という記載しかないことから、不開示部分には実施機関が行う当該事務又は事業について、いかなる事務又は事業が記載され、いかなる理由により不開示とされているかについて、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「別紙の一部」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

- (キ) 開示することができない部分の概要に「4遺族側への回答についての一部」と記載された文書（文書81）

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る遺族側への回答についての一部であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第7条第6号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることができないと言わざるを得ない。

よって、「4遺族側への回答についての一部」に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

- (3) 本件通知書3の不開示理由の付記について

本件通知書3の（別紙）には、行政文書の名称及び開示をしない理由が

記載されていることが認められる。

ア 本件通知書 3 の（別紙）の表の「特定する行政文書」欄に「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」、「ご連絡（平成〇年〇月〇日付け）」、「申入書（平成〇年〇月〇日付け）」及び「意見書（平成〇年〇月〇日付け）」と記載された文書

当該文書については、本件通知書 3 の（別紙）の「特定する行政文書」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る関係者の申入書、ご連絡及び意見書であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第 7 条第 6 号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることはできずと言わざるを得ない。

よって、上記に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

イ 本件通知書 3 の（別紙）の表の「特定する行政文書」欄に「遺族側との打合せ①結果」並びに「遺族側との打合せ②結果及び資料」と記載された文書

当該文書については、本件通知書 3 の（別紙）の「特定する行政文書」欄の記載から、特定の〇〇市立中学校の生徒が死亡した件に関する調査事務に係る関係者との打合せ結果等であることは推測できる。

しかし、根拠規定の記載にとどまっており、いかなる根拠で条例第 7 条第 6 号の不開示情報に該当するのかを、審査請求人が知ることはできずと言わざるを得ない。

よって、上記に該当する文書を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

（４）小括

本件処分 2 及び本件処分 3 は、理由の付記に少なからず不備な部分があると認められる。

6 教示について

審査請求人は、審査請求書において本件処分 1 について、本件通知書 1 に審査請求を行うことができる旨の記載がなく、「教示の不備があるため、処分の取消しは免れない。」と主張している。

そこで、この点について検討すると、行政不服審査法第 8 2 条においては、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができること等を教示しなければならない旨規定されている。この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合において

は、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている（一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政不服審査法」370ページ）。

本件処分1は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記に該当するから、教示を要する処分ではない。

よって、本件処分1に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、採用できない。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

8 付言

本件においては、上記5（4）のとおり、理由の付記に少なからぬ不備があることが認められるほか、また、本件処分2及び本件処分3における理由の付記については、茨城県行政手続条例第8条の趣旨に照らして、適切さを欠くものと言わざるを得ない。

さらに、本件処分2における本件通知書2の（別紙）の「開示することができない部分の概要」については、不開示とした部分を具体的に特定するに足りる記載がなされていない部分が見受けられ、審査請求人において、不開示部分がどのような情報であるかを特定することが困難であったものと認められる。

実施機関においては、今後同様の事務処理が行われることのないよう厳に注意すべきであり、かかる事態が改善されない場合には、県の情報公開制度自体に対する信頼性を揺るがしかねないものであることを、当審査会として付言する次第である。

9 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年12月6日	諮問受理
令和2年1月30日	審査（令和元年度第4回審査会第一部会）
令和2年2月28日	審査（令和元年度第5回審査会第一部会）
令和2年3月26日	審査（令和元年度第6回審査会第一部会）
令和2年6月29日	審査（令和2年度第1回審査会第一部会）
令和2年7月29日	審査（令和2年度第2回審査会第一部会）
令和2年9月30日	審査（令和2年度第3回審査会第一部会）
令和2年11月20日	審査（令和2年度第4回審査会第一部会）
令和2年12月23日	審査（令和2年度第5回審査会第一部会）
令和3年1月29日	審査（令和2年度第6回審査会第一部会）
令和3年2月24日	審査（令和2年度第7回審査会第一部会）
令和3年3月26日	審査（令和2年度第8回審査会第一部会）

別表1 【本件処分1に係る行政文書】

文書番号	行政文書の名称
文書1	市教育委員会報告（平成○年○月○日）
文書2	文部科学省でのヒアリングについて（報告）（平成○年○月○日）
文書3	〇〇市中学生〇〇生徒自死に関する対応について照会（平成○年○月○日）
文書4	いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底について（通知）（平成○年○月○日）
文書5	申入書（平成○年○月○日付け）に対するご回答（平成○年○月○日）
文書6	ご連絡（平成○年○月○日付け）に対するご回答（平成○年○月○日）
文書7	照会内容に関する文部科学省の回答（平成○年○月○日）
文書8	【資料提供】 〇〇市中学生ご遺族の申し入れに対する回答の伝達について（平成○年○月○日）
文書9	【資料提供】 ご遺族出席者の変更について（平成○年○月○日）
文書10	〇〇市中学生自死に係る申し入れに対する回答について（伺い）（平成〇〇年○月○日）
文書11	〇〇市中学生の遺族側の申し入れに対する回答について（平成○年○月○日）
文書12	〇〇市の中学〇年生が自殺した問題で県の新たな調査委員会設置についての申し入れ（平成○年○月○日）
文書13	茨城県教育委員会事務局職員派遣依頼の取り下げについて（平成○年○月○日）
文書14	いじめ防止対策の推進に関する指導、助言又は援助の要請について（平成○年○月○日）

別表2【本件処分2に係る行政文書】

文書番号	行政文書の名称	本件通知書2に記載の開示することができない部分の概要	本件通知書2に不開示理由として記載された条例第7条該当号	審査会が見分した不開示情報	開示相当部分
文書15	事故報告（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	学校のFAX番号、学校名、校長の氏名、学級名、教諭の氏名、事故の発生場所、事故の概況の一部、自殺した部屋・方法	なし
文書16	教育長業務報告（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	学校名、自殺した部屋・方法、校長の氏名、学校での生活状況等、家族構成、遺族の様子	自殺した部屋・方法に係る記載の一部（15行目の30文字目から31文字目まで）
文書17	市教育委員会報告（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	学校名、学級名、学校での集会での一部の生徒の状況、学校と遺族とのやり取り、特定の行事名、特定の職業名、校長の氏名、教諭の氏名、学校の電話番号	特定の職業名に係る記載の一部（2枚目の28行目）
文書18	事故報告（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	教諭の氏名、学校名、校長の氏名、学級名、〇〇警察署の警察官の氏名、学校と遺族とのやり取り	なし
文書19	市教育委員会報告（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	学校名、校長の氏名、学校と遺族とのやり取り、県担当課の見解、一部の生徒の状況	なし

文書 2 0	市教育委員会報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	学校名、学級名、学校と遺族とのやり取り、県担当課の見解	なし
文書 2 1	市教育委員会報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	学校名、学級名、特定事案の結果の概要	特定事案の結果の概要に係る記載のうち、特定事案の項目（1枚目の17行目及び24行目）及び特定事案の結果の概要の一部（1枚目の20行目及び21行目）
文書 2 2	業務報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	自殺した部屋・方法、学校名、校長の氏名、学校と遺族とのやり取り	なし
文書 2 3	市教育委員会報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	〇〇市と遺族とその代理人とのやり取り、会談の参加者の氏名及び事業者名、県担当課の見解、関係者とのやり取り	〇〇市と遺族とその代理人とのやり取りに係る記載の一部（6行目の3文字目から8文字目まで） 会談の参加者の氏名及び事業者名（9行目及び10行目）
文書 2 4	市教育委員会報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	第 2 回市調査委員会の出席者、〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り	第 2 回市調査委員会の出席者（10行目） 〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り（11行目から13行目まで及び16行目）
文書 2 5	市教育委員会報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	〇〇市、市調査委員会と遺族とその代理人とのやり取り、学校名、生徒の氏名、生徒ヒアリングの概要、生徒・保護者について職員が記載した事項、校	なし

文書 26	メール（いじめ）（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	長の氏名、学校と遺族とのやり取り、校長以外の教諭の役職及び氏名、特定教諭の状況、聞き取りした生徒の人数 問合せ者の氏名、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	なし
文書 27	電話対応報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	問合せ者の氏名、問合せ者の年齢、問合せ者の性別、問合せ者の電話番号、問合せ者の居住する都道府県名	問合せ者の年齢（3行目） 問合せ者の性別（3行目） 問合せ者の居住する都道府県名（4行目）
文書 28	報道機関等の取材対応報告書（平成○年○月○日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 29	業務報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号 第 6 号	学校名、自殺した部屋・方法、遺族に関する情報	遺族に関する情報（28行目）
文書 30	報道機関等の取材対応報告書（平成○年○月○日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 31	電話対応報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	問合せ者の居住する都道府県名、問合せ者の職業、問合せ者の氏名、問合せ者の性別、問合せ者の家族構成	問合せ者の居住する都道府県名（7行目及び19行目） 問合せ者の職業（7行目） 問合せ者の性別（7行目）
文書 32	業務報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号 第 6 号	学校名、自殺した部屋・方法、本件生徒の所持品、遺族に関する情報	なし
文書 33	業務報告（平成○年○月○日）	別記 1	第 2 号	学校名	なし

文書 3 4	月○日) 報道機関等の取材対応 報告書 (平成○年○月 ○日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡 先	なし
文書 3 5	報道機関等の取材対応 報告書 (平成○年○月 ○日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡 先	なし
文書 3 6	報道機関等の取材対応 報告書 (平成○年○月 ○日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名	なし
文書 3 7	メール (解散しろ) (平成○年○月○日)	別記 1	第 2 号	問合せ者の氏名、問合せ者のメールア ドレス、問合せ内容	なし
文書 3 8	メール (〇〇市いじめ 問題について) (平成 ○年○月○日)	別記 1	第 2 号	問合せ者のメールアドレス、問合せ内 容	なし
文書 3 9	旅行命令票 (平成○年 ○月○日)	別記 1	第 2 号	職員番号、自宅住所、旅行経路の一部	なし
文書 4 0	報道機関等の取材対応 報告書 (平成○年○月 ○日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡 先	なし
文書 4 1	メール (無責任) (平 成○年○月○日)	別記 1	第 2 号	問合せ者の氏名、問合せ者のメールア ドレス、問合せ内容	なし
文書 4 2	メール (解散すべき) (平成○年○月○日)	別記 1	第 2 号	問合せ者の氏名、問合せ者のメールア ドレス、問合せ内容	なし

文書43	メール（県民相談） （平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者の性別、問合せ者の年齢、問合せ者の職業、問合せ者の郵便番号、問合せ者の住所、問合せ者の電話番号、問合せ者のファックス番号、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	問合せ者の性別（1枚目の36行目） 問合せ者の年齢（1枚目の39行目） 問合せ者の職業（2枚目の3行目） 問合せ者のファックス番号（2枚目の15行目）
文書44	旅行命令票（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	職員番号	なし
文書45	報道機関等の取材対応 報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書46	メール（県民相談） （平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	なし
文書47	メール（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	問合せ者の氏名、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	なし
文書48	住民提案対応表（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	問合せ者の氏名、問合せ者の住所、問合せ者の郵便番号、問合せ者の電話番号、問合せ者のメールアドレス、問合せ者の性別、問合せ者の年齢、問合せ内容	問合せ者の住所（13行目） 問合せ者の郵便番号（13行目） 問合せ者の電話番号（15行目） 問合せ者の性別（15行目） 問合せ者の年齢（15行目）
文書49	住民提案対応表（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	問合せ者の氏名、問合せ者の住所、問合せ者の郵便番号、問合せ者の電話番号	問合せ者の性別（1枚目の15行目）

文書50	〇〇市議会全議員協議 会（平成〇年〇月〇 日）	別記1	第2号	号、問合せ者のメールアドレス、問合せ者の性別、問合せ者の年齢、問合せ内容 学校名、本件生徒の所持品、学校と遺族とのやり取り、〇〇市、学校及びPTA役員と遺族とその代理人のやり取り、特定教諭が指導した生徒の特定の行為、アンケート結果報告の概要、生徒への聞き取り内容、校長の氏名、弁護士印影	問合せ者の年齢（1枚目の15行目） なし
文書51	報道機関等の取材対応 報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名	なし
文書52	メール（県民相談） （平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	なし
文書53	メール（茨城県のイジメ問題についての意見。）（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	問合せ者のメールアドレス、問合せ内容、問合せ者の年齢、問合せ者の性別	問合せ者の性別及び問合せ者の年齢（1枚目の11行目の3文字目から9文字目まで）
文書54	メール（県民相談） （平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者の性別、問合せ者の年齢、問合せ者の職業、問合せ者の郵便番号、問合せ者の住所、問合せ者	問合せ者の性別（1枚目の33行目） 問合せ者の年齢（1枚目の36行目）

				の電話番号、問合せ者のファックス番号、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容、メールの送信時刻	問合せ者の職業（2枚目の2行目） 問合せ者のファックス番号（2枚目の14行目） メールの送信時刻（2枚目の36行目）
文書55	〇〇市の〇〇中学生自死に係る〇〇市教育委員会の対応について（平成〇年〇月〇日）	別記1	第2号	自殺した部屋・方法、本件生徒の所持品、〇〇市と遺族とのやり取り	なし
文書56	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書57	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書58	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書59	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書60	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記2	第3号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし

文書 6 1	〇〇市の〇〇中学生自 死に係る対応について (平成〇年〇月〇日)	別記 1	第 2 号	自殺した部屋・方法、本件生徒の所持 品	なし
文書 6 2	報道機関等の取材対応 報告書 (平成〇年〇月 〇日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡 先	なし
文書 6 3	報道機関等の取材対応 報告書 (平成〇年〇月 〇日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡 先	なし
文書 6 4	住民提案対応表 (平成 〇年〇月〇日)	別記 1	第 2 号	問合せ者の氏名、問合せ者の住所、問 合せ者の郵便番号、問合せ者の電話番 号、問合せ者の性別、問合せ者の年 齢、問合せ内容	問合せ者の性別 (1 枚目の 1 5 行 目) 問合せ者の年齢 (1 枚目の 1 5 行 目)
文書 6 5	茨城県教育委員会事務 局職員の派遣について (平成〇年〇月〇日)	別記 1	第 2 号	学校名	なし
文書 6 6	法律相談結果 (平成〇 年〇月〇日)	別記 1	第 2 号 第 6 号	遺族に関する情報、文部科学省の見 解・回答、顧問弁護士情報、自殺した 部屋・方法、本件生徒の所持品	遺族に関する情報 (1 枚目の 1 2 行 目及び 1 3 行目) 自殺した部屋・方法に係る記載の一 部 (2 枚目の 9 行目の 1 3 文字目か ら 1 5 文字目まで)
文書 6 7	業務報告 (平成〇年〇 月〇日)	別記 3	第 6 号	当日の報道対応の内容	当日の報道対応の内容 (1 枚目の 3 3 行目の 3 1 文字目から 4 1 文字目 まで、3 4 行目及び 3 5 行目)

文書 6 8	業務報告（申し入れ結果）（平成〇年〇月〇日）	別記 4	第 2 号	遺族の発言	なし
文書 6 9	メール（〇〇中学生の自殺の件）（平成〇年〇月〇日）	別記 1	第 2 号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者の性別、問合せ者の年齢、問合せ者の職業、問合せ者の郵便番号、問合せ者の住所、問合せ者の電話番号、問合せ者のファックス番号、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	問合せ者の性別（2枚目の2行目） 問合せ者の年齢（2枚目の5行目） 問合せ者の職業（2枚目の8行目） 問合せ者のファックス番号（2枚目の20行目）
文書 7 0	旅行命令票（平成〇年〇月〇日）	別記 1	第 2 号	職員番号	なし
文書 7 1	業務報告（文部科学省との協議）（平成〇年〇月〇日）	別記 5	第 6 号	文部科学省の見解	なし
文書 7 2	業務報告（文部科学省との協議）（平成〇年〇月〇日）	別記 6	第 6 号	文部科学省の連絡事項の一部	なし
文書 7 3	業務報告（法務相談結果）（平成〇年〇月〇日）	別記 5 別記 7 別記 8	第 6 号	相談結果、検討案の前提となる事項、文部科学省の見解	なし
文書 7 4	旅行命令票（平成〇年〇月〇日）	別記 1	第 2 号	職員番号、自宅住所、旅行経路の一部	なし
文書 7 5	法務相談票（平成〇年	別記 5	第 2 号	文部科学省の見解、検討案の前提とな	なし

文書 7 6	○月○日) 支出票 (平成○年○月○日)	別記 8 別記 1 別記 7	第 6 号 第 2 号 第 5 号	る事項 顧問弁護士の口座情報、顧問弁護士の印影、文部科学省の見解・回答、担当課の見解、顧問弁護士情報	文部科学省の見解・回答 (4枚目の17行目から18行目まで及び23行目から25行目まで) 担当課の見解 (4枚目の26行目から29行目まで) 顧問弁護士情報に係る記載の一部 (4枚目の30行目)
文書 7 7	○○○○議員勉強会資料 (平成○年○月○日)	別記 1	第 2 号	自殺した部屋・方法	なし
文書 7 8	業務報告 (文部科学省の見解と遺族への回答) (平成○年○月○日)	別記 5	第 6 号	文部科学省からの回答の一部	なし
文書 7 9	電話対応報告 (平成○年○月○日)	別記 1	第 2 号	問合せ者の年齢、問合せ者の性別、問合せ者の職業、問合せ者の電話番号	問合せ者の性別 (4行目) 問合せ者の年齢 (4行目) 問合せ者の職業 (4行目の6文字目から14文字目まで)
文書 8 0	新聞記者取材 (平成○年○月○日)	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名	なし
文書 8 1	業務報告 (平成○年○月○日)	別記 7 別記 9 別記 1 0	第 6 号	相談結果、遺族側への回答についての一部、別紙 1 の顧問弁護士の案及びコメント	なし

文書 8 2	法務相談票（平成〇年〇月〇日）	別記 1 1	第 6 号	事案処理のスケジュールその他必要事項の一部	事案処理のスケジュールその他必要事項の一部（不開示部分の全て）
文書 8 3	業務報告（平成〇年〇月〇日）	別記 1 別記 1 2	第 2 号 第 5 号 第 6 号	県と遺族及びその代理人とのやり取り、申入書に対する回答に係る遺族に関する情報、「別添 3」の「申入れに対する回答時の発言のために作成した文書の一部」	県と遺族及びその代理人とのやり取り（1枚目の5行目） 「別添 3」の「申入れに対する回答時の発言のために作成した文書の一部」（5枚目の不開示部分の全て）
文書 8 4	【知事面会資料】〇〇市経過報告（平成〇年〇月〇日）	別記 1	第 2 号	学校名、自殺した部屋・方法	なし
文書 8 5	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 8 6	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 8 7	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 8 8	報道機関等の取材対応報告書（平成〇年〇月〇日）	別記 2	第 3 号ア	報道機関名、記者の氏名、記者の連絡先	なし
文書 8 9	メール（県民相談）（平成〇年〇月〇日）	別記 1	第 2 号	職員のメールアドレスの一部、問合せ者の氏名、問合せ者の性別、問合せ者	問合せ者の性別（1枚目の34行目）

文書 9 0	旅行命令票	別記 1	第 2 号	の年齢、問合せ者の職業、問合せ者の郵便番号、問合せ者の住所、問合せ者の電話番号、問合せ者のファックス番号、問合せ者のメールアドレス、問合せ内容	問合せ者の年齢（1枚目の37行目） 問合せ者の職業（2枚目の4行目） 問合せ者の郵便番号（2枚目の7行目） 問合せ者の住所（2枚目の10行目） 問合せ者の電話番号（2枚目の13行目） 問合せ者のファックス番号（2枚目の16行目） 旅行命令伺申請日（1枚目から3枚目までの4行目） 旅行期間（1枚目の7行目並びに2枚目の24行目、27行目、30行目、33行目、36行目、39行目、42行目、45行目、48行目、51行目、54行目、57行目、60行目、63行目、66行目、69行目及び72行目の1文字目から10文字目まで並びに3枚目の24行目、27行目及び30行目）
文書 9 1	旅行命令票	別記 1	第 2 号	職員番号、自宅住所、旅行経路の一部、旅行命令伺申請日、旅行期間	旅行命令伺申請日（1枚目から3枚目までの4行目）

			部、旅行命令伺申請日、旅行期間	目までの4行目) 旅行期間 (1枚目の7行目並びに2枚目の24行目、27行目、30行目、33行目、36行目、39行目、42行目、45行目、48行目、51行目、54行目、57行目、60行目、63行目、66行目、69行目及び72行目の1文字目から10文字目まで並びに3枚目の24行目、27行目及び30行目)
--	--	--	-----------------	--

(注) 1 行数の数は、罫線は数えない。

2 文字数の数は、句読点、括弧、記号及び半角文字も1文字と数え、空白は数えない。

【「本件通知書2に記載の開示することができない部分の概要」欄】

項目	開示することができない部分の概要
別記1	個人に関する情報
別記2	報道機関名および記者名
別記3	当日の報道対応の内容、別添1（申入書）
別記4	遺族の発言
別記5	文部科学省の見解
別記6	連絡事項の一部
別記7	相談結果又は3相談結果
別記8	検討案の前提となる事項
別記9	4遺族への回答についての一部
別記10	別紙の一部
別記11	事案処理のスケジュールの一部
別記12	別添3の一部

【「本件通知書2に不開示理由として記載された条例第7条該当号」欄】

○条例第7条第2号

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。

○条例第7条第3号ア

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものの

ため。

○条例第7条第5号

県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもののため。

○条例第7条第6号

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。

別表3 【本件処分3に係る行政文書】

	行政文書の名称	不開示理由	開示相当部分
文書9 2	申入書（平成〇年〇月〇日付け）	○ 条例第7条第6号 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。	なし
文書9 3	ご連絡（平成〇年〇月〇日付け）		
文書9 4	申入書（平成〇年〇月〇日付け）		
文書9 5	意見書（平成〇年〇月〇日付け）		
文書9 6	遺族側との打合せ①結果		
文書9 7	遺族側との打合せ②結果及び資料		